

議案第 17 号

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>総則</u>（第 1 条）</p> <p>第 2 章（略）</p> <p><u>第 3 章 国民健康保険事業計画</u>（第 4 条）</p> <p>第 4 章 保険給付（第 5 条・第 6 条）</p> <p>第 5 章～第 8 章（略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 <u>総則</u> <u>（趣旨）</u></p> <p>第 1 条 <u>市が行う国民健康保険事業については、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</u> <u>（国民健康保険運営協議会）</u></p> <p><u>第 2 条 法第 11 条第 2 項の規定に基づき、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>第 3 章 <u>国民健康保険事業計画</u> <u>（国民健康保険事業計画）</u></p> <p>第 4 条 <u>国民健康保険事業の安定的な運営を確保するため、国民健康保険事業計画（以下「事業計画」という。）を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、3 年ごとに事業計画の見直しを行うものとする。</u> <u>（一部負担金）</u></p> <p>第 5 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>この市が行う国民健康保険</u>（第 1 条）</p> <p>第 2 章（略）</p> <p><u>第 3 章 削除</u></p> <p>第 4 章 保険給付（第 5 条―第 6 条）</p> <p>第 5 章～第 8 章（略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 <u>この市が行う国民健康保険</u> <u>（この市が行う国民健康保険）</u></p> <p>第 1 条 <u>この市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</u> <u>（国民健康保険運営協議会の委員の定数）</u></p> <p><u>第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>第 3 章 <u>削除</u></p> <p>第 4 条 <u>削除</u></p> <p><u>（一部負担金）</u></p> <p>第 5 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の</p>

額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(保健事業)

第7条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) (略)

(国民健康保険税)

第10条 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

2 前項の国民健康保険税の税率等は、事業計画に基づき定めるものとする。

第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第13条 市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは100,000円以下の過料を科する。

第14条 市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(保健事業)

第7条 この市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) (略)

(国民健康保険税)

第10条 この市は、世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

第12条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第13条 この市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは100,000円以下の過料を科する。

第14条 この市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

## 提 案 理 由

国民健康保険事業計画を定めることとしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。